社宅のことなら!!
お部屋探しCAFE
ヘヤギメ!®
名古屋　賃貸　検索
TEL 052-433-4545

成功する経営者のための
人事労務管理講座
■19■

長時間労働は大きなリスク

社員の健康管理（上）

月に80時間超えさせない

これから2回にわたり、社員の健康管理について考えてみたいと思います。会社における主な社員の健康管理のポイントは、「長時間労働による健康障害の防止」と「心の健康管理」です。今回は「長時間労働による健康障害防止」についてお伝えします。

中小企業の経営者は、休みなく本当によく働きますが、その時間の使い方は自由で、適宜、息抜きや休息をとることができます。

一方、社員が働いている時間は、「使用者の指揮命令下にある拘束された時間」で、経営者と比べれば、圧倒的に肉体的・精神的に負荷がかかります。

経営者は自分がよく働くので、社員の長時間労働については、余り気にしなかったり、事業の都合によって、仕方なくさせてしまうことがあります。

経営者の感覚や気持ちは分からないでもありません。しかし、だからといって、長時間労働をさせることは、経営と社員の健康上大変問題です。

近年、長時間による過重な労働は、疲労の蓄積をもたらす最も重要な要因と考えられ、さらには、脳・心臓疾患の発症と関連性が強いという医学的見地が得られています。

私の経験では、厚生労働省が定める基準（「過重労働による健康障害防止のための総合対策」を参照ください）と同様に、健康を害する恐れのある長時間労働（1カ月の時間外・休日労働時間の合計時間）の目安は、80時間と考えます。

特に、次のような社員に長時間労働をさせると、重大な健康障害を引き起こすリスクが格段に高まるので、注意が必要です。

（1）年齢が50歳以上の社員
（2）生活習慣が不規則な社員
（3）喫煙や飲酒の量が多い社員

もし、長時間労働が主な要因となって、社員が脳・心臓疾患を発症したり、大きな労災事故を起こしてしまうと、経営者に安全配慮義務違反が問われることにもなります。安全配慮義務とは、「労務の提供にあたって、労働者の生命・健康等を危険から保護するよう配慮すべき使用者の義務」のことです。

この義務を怠り社員が損害を被ったときは、経営者は損害を賠償する義務を負うことになります。

したがって、健康に害を及ぼす可能性の高い長時間労働について、管理者と社員に教育をし、月80時間を超えるような時間外・休日労働は、原則させないことが肝要です。できれば、月60時間以内に押さえたいところです。

平成22年4月1日から、大企業より、月60時間を超える部分の時間外・休日労働の割増率が50%以上に引き上げられるのは、社員の時間外労働を抑制することが目的です。

経営者としては今後、社員がどのくらいの時間外・休日労働をしているか、社員の健康を守るという観点をより重視して、労働時間管理をこれまで以上に厳格にしていくことが求められます。

次回は、社員の心の健康管理について、お伝えします。

【デライトコンサルティング代表社員　近藤圭伸】